

南海トラフ地震防災規程 (消防計画)

第1章 総則

(目的)

第1条 この地震防災規程は、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、津波からの円滑な避難に関する事項、その他地震防災対策上必要な事項について定め、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 南海トラフ地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における防災に関する業務を行うため、地震防災隊を次のとおり編成する。

| 担 当 | | 職・氏名 | |
|---------|----|------|--|
| 地震防災隊長 | | | |
| 地震防災副隊長 | | | |
| 情報収集連絡班 | 班長 | | |
| | 班員 | | |
| 避難誘導班 | 班長 | | |
| | 班員 | | |

(隊長等の権限)

第3条 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限を持つ。

2 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

第2章 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務

(隊長等の任務)

第4条 隊長は、南海トラフ地震が発生し、地震に伴う津波警報等が発表された場合に、次の措置を講ずる。

- (1) 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせる。
- (2) 地震の発生を班長に伝達するとともに、建物内の全員に必要な措置について周知する。
- (3) 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせる。
- (4) 従業員を に集合させ避難させる。

作成例

(情報収集連絡班の任務)

第5条 情報収集連絡班は、次の活動を行う。

- (1) ただちに地震及び津波に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告する。
- (2) 地震及び津波に関する情報、及び隊長の指示の内容等、防災上必要な情報を、放送設備等により、顧客、従業員に伝える。
- (3) あらかじめ、顧客等に対する情報伝達のための放送文等を定めておく。

(避難誘導班の任務)

第6条 避難誘導班は、次の活動を行う。

- (1) 建物内の避難経路の安全を確認し、津波が回避できる場所までの避難経路を示した地図の掲出など、必要な措置を講ずる。
- (2) 拡声器等で顧客などに、落ち着いて行動するよう呼びかけ、混乱防止に努める。
- (3) 避難の方向等を説明し、隊長の指示により屋外に避難誘導する。

(その他不測の事態)

第7条 隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況などから、この地震防災規程どおりに活動することが困難、または適当でないと判断したときは、これによらないことができる。

2 班長は、班がこの地震防災規程どおりに活動することが困難、または適当でないと判断したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受ける。

第3章 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合における防災に関する業務

第1節 災害応急対策をとるべき期間等

(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合)

第8条 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、地震防災隊は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合)

第9条 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、地震防災隊は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震(ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く)が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

作成例

(南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合)

第10条 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、地震防災隊は、隊長の指示に基づき、防災に関する業務を終了する。

第2節 地震防災隊の対応

(隊長等の業務)

第11条 隊長は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 情報収集連絡班に南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に関する情報の収集にあたらせる。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知する。
- (3) 前号に掲げるほか、後発の地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせる。
- (4) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、建物内の状況等から防災に関する業務の終了が適当と判断したときは、地震防災隊へ防災に関する業務の終了を指示する。

(情報収集連絡班の業務)

第12条 情報収集連絡班は、次の活動を行うものとする。

- (1) ただちに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告する。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を使い、顧客、その他の従業員等に伝える。
- (3) あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意する。

(避難誘導班の業務)

第13条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- (1) 建物内の避難路の確保及び安全の確認を行う。
- (2) 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努める。

作成例

第4章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

(訓練)

第14条 隊長が行う防災訓練は、情報収集・伝達に関する訓練、津波からの避難に関する訓練とし、年1回以上行う。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加する。

(教育)

第15条 隊長が従業員等に対して行う教育は、次のとおりとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動、及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に従業員等が果たすべき役割
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(広報)

第16条 隊長がお客様等に対して事前に行う広報は次による。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
- (2) 地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が出された場合に出火防止、お客様同士が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (3) 正確な情報入手
- (4) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (5) 避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (6) 避難場所及び避難経路に関する知識

※ 避難場所